【経緯】

- ・ 出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)に基づき、国又は地方公共団体の職員には、その職務を遂 行するに当たって、**退去強制事由に該当する外国人を知ったときは、当該職員に通報義務(※)が課せられている**。
 - (※)通報義務は、国又は地方公共団体の職員に課されるものであり、民間医療機関の職員等に当該義務は生じない。
- 法務省入国管理局(当時)からは、平成15年通知において、「その通報義務を履行すると当該行政機関に課せられている行政目的が達成できないような例外的な場合には、当該行政機関において通報義務により守られるべき利益と各官署の職務の遂行という公益を比較衡量して、通報するかどうかを個別に判断することも可能である」との解釈が示されているところ。
- 外国人が通報を恐れ、感染が疑われる場合でも検査を控える、積極的疫学調査や入院勧告に応じずに行方不明となるといったおそれがあり、外国人クラスターの発生防止等の対策を推進する観点から、**通報義務の取扱いについても** 検討する必要がある。



【対応方針】

- ▶ 法務省入国管理局(当時)の平成15年通知の解釈を踏まえ、
 - 地方自治体の職員が、仮に患者等が退去強制事由に該当する外国人であることを知った場合であって、
 - ・ 通報義務を履行すると積極的疫学調査や入院勧告等の感染症法上の措置等を適切に実施できず、感染拡大防止等 の目的を達成できないおそれがあると認められる場合
 - には、比較衡量の上、通報するかどうかを個別に判断し、通報しないことも可能である旨お示しすることとしたい。
 - (※) その上で、不法滞在状態の外国人が正規に在留できる状態を回復するためには、入管当局に出頭の上、法務大臣から在留特別許可を受けるしか方策はないので、通報しない場合であっても、在留資格取得のため、入管当局への出頭を勧めることが望ましいことに留意する旨もあわせてお示しする。
- ※ 出入国管理及び難民認定法(抄) (通報)
- 第六十二条 何人も、第二十四条各号の一に該当すると思料する外国人を知つたときは、その旨を通報することができる。
- 2 国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行するに当つて前項の外国人を知つたときは、その旨を通報しなければならない。
- 3~5 (略)